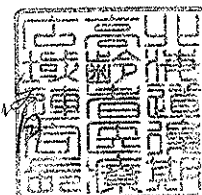


北海道後期高齢者医療広域連合の会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



## 北海道後期高齢者医療広域連合規則第6号

北海道後期高齢者医療広域連合の会計管理者の補助組織に関する規則の一部を  
改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合の会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年  
北海道後期高齢者医療広域連合規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「調整」の次に「及び例月検査」を加え、同条第3号を次のように  
改める。

(3) 現金（基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。

第3条第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 収入調定の審査に関すること。

(7) 有価証券（基金に基づくもの及び担保物を含む。）の出納及び保管に関するこ  
と。

(8) 公印の管守に関すること。

第3条第10号中「指定金融機関等の指定及び検査」を「指定金融機関等」に改め、  
同条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 物品の出納管理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。